

2021年度（令和3年度）・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／投資案件にかかる個別市場調査
「電力分野の脱炭素化に向けた
カタール・クウェートでのビジネス展開可能性調査」
（調査業務委託先公募要領）

1. 本調査の背景と目的

中東地域では、近年、電力需要の伸びが経済成長率を上回る状況が続いており、今後もハイピッチで発電能力を増強することが予想されている。その一方で、韓国・中国の参入もあり、プロジェクト・機器・システムの受注をめぐる競争は激化しており、日本メーカーの受注力は総じて低下している。他方、中東地域では大規模な再生可能エネルギー（以下、再エネ）を導入する動きが活発化しており、世界の動向も含め低・脱炭素化が急速にその機運を高めている。

かかる状況のもと、当センターでは2019年度及び2020年度にサウジアラビア・アラブ首長国連邦において、電力セクター調査（デジタル化技術の展開可能性分析含む）を実施した。中東地域は全般的に火力発電の比率の高い国々が多いが、徐々に再エネ導入にも注力しており、効率の高い発電技術や制御技術、再エネ導入を想定した系統安定化技術やエネルギー管理システムなどのほか、水素・アンモニア利用技術にも、日本企業の将来的な展開を見込める技術として期待ができる。

今回、中東湾岸諸国のなかから、カタール、クウェートの2か国を選定し、その電力セクターの最新事情を把握し、従来型の発電所とともに急速に進む可能性のある再エネ導入へ向けた日本企業の進出可能性を見極める。また、これらの国は比較的国土が狭いため、都市型電力設備にも焦点をあててその市場動向を分析する。

当センターは、中東各国からの要請にもとづき、ワークショップ、研修等を実施しているが、昨今は、デジタル技術に関する要請が増えている。そこで本調査の結果を活用したテクニカル・ワークショップの開催や、日本企業によるFS及び小規模実証等の支援を的確に実施することを通じて、最大のインフラ需要分野である電力セクターでの日本企業のビジネス展開を助長すると共に、中東での「質の高い電力インフラ」の整備に貢献することを企図している。

2. 調査内容

カタール、クウェートの2か国において以下の内容を調査する。

- (1) エネルギー政策（含む再エネ、省エネ政策）とエネルギー施策実施体制。
- (2) 電気事業体制、電力需要・発電実績、電気料金制度、販売電力量などの基礎的情報。

- (3) 将来の需要想定、電源計画（再エネ含む）。
- (4) 発電、送電、配電設備の概要とそれぞれに関するキーパフォーマンスインディケータの分析。
- (5) 当該国における投資日本企業、販売拠点を持つ日本企業の抽出。
- (6) 日本企業が優位性を有する発電関係技術、都市型電力設備の技術抽出。
- (7) 上記(6)記載の技術を有する企業へのヒアリング実施（以下を確認する）。
 - 両国へのビジネス展開の意向や実績について
 - 中東協力センターまたは政府系機関に期待する支援の形態について。

3. 調査方法

ヒアリング実施会社には個別分野に限らず、実績、ニーズを聞き取るとともに、進出意欲のある分野を確認する。

4. 調査期間

契約開始日から 2022 年 3 月 31 日まで。

※報告書提出は 2022 年 3 月 11 日まで

5. 応募要件

以下のいずれの要件も満たすこと。

- 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。
以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。
 - ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
 - ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
 - ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

6. 成果物

調査報告書（日本語、およびそれらの電子媒体）

2022年3月11日（金）までに、引用先リスト等の Annex を除き、図表・統計も含めて A4 100 頁程度の報告書に当センターが指示する付帯資料を合わせて提出するものとする。また、報告書提出後、要点をまとめ報告会を実施すること。

7. 応募方法

次の項目について作成し、提出すること。

- (1) 調査提案書（形式自由。ただし、表紙は別添フォーム①とする）
 - 調査体制：調査を実施するチーム人数と代表者氏名。
 - 調査計画：調査の具体的方法。訪問先機関名、訪問先人物名を含む調査計画。
 - 調査スケジュール。
 - その他、調査実施に必要な項目。
- (2) 委託費用積算明細書（形式自由）
 - 調査員人件費、出張旅費、現地活動費、資料購入費、報告書作成費、管理費等、すべての費用を見積もること。
 - 各費用について積算明細を作成すること。人件費計上で使用する時間単価は算出根拠を明示できるものを使用すること。
 - 契約に関する条件、あるいは提案がある場合は記載すること。
- (3) 類似調査実績一覧（形式自由）
- (4) 応募企業概要（形式自由）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別添フォーム②）

8. 応募書類提出

- (1) 提出期限

2021年11月17日（水）17時

※上記期限を過ぎて提出された提案書は無効とする。

- (2) 提出先

（一般財団法人）中東協力センター 調査事業公募担当

〒102-0075

東京都千代田区三番町 6-26 住友不動産三番町ビル 3 階

電話 03-3222-5020

- (3) 提出手段

郵送（必着）、持参、もしくはパスワード付ファイルを添付し e メールで提出すること。

- (4) 使用言語

日本語

9. 委託先選定方法

総合評価方式により1社を選定する。

※応募書類受領後、必要に応じヒアリングを行うことがあります。

(注1) 調査に直接従事する者は、次の属性を満たすこと。

- ① 電力分野技術に関する十分な知識と経験を有すること
- ② 脱炭素(再生可能エネルギー・省エネ含む)やデジタル化関連技術に関する十分な知識を有すること
- ③ 中東産油国に於ける電力技術・市場調査に実績を有すること

(注2) 調査事業者としては、電力・脱炭素・デジタル事業に関する調査、研究等に十分な実績を有する者を優先する。

10. 結果の通知

- (1) 選定結果は、選定された応募企業にメール等で通知すると共に、当センターのホームページ <http://www.jccme.or.jp/>で公表する。
- (2) 選定過程および選定結果・理由に対する問合せには一切応じない。
- (3) 提出書類は返却しない。

11. 問合せ

本件に関する問合せは、下記までお願いします。

一般財団法人中東協力センター

「電力分野の脱炭素化に向けたカタール・クウェートでのビジネス展開可能性調査」

公募担当

宮内 miyauchi@jccme.or.jp

恩田 onda@jccme.or.jp

電話：03-3222-5020

以上

別添①

2021年 月 日

2021年度（令和3年度）・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／投資案件にかかる個別市場調査
「電力分野の脱炭素化に向けた
カタール・クウェートでのビジネス展開可能性調査」

業務委託先の公募に係る提案書

法人名称： 印

代表者名： 印

所在地：

担当者連絡先

役職名：

氏名：

電話：

FAX：

e-mail：

所在地：（連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先住所を記載）

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

2021年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印